

平成19年度第12回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成19年12月17日(月) 14:00～
場所 第2水産ビル4F会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 答申案の審議について

(2) 今後の委員会審議について

(3) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 道民提案・関連提案の整理一覧表
- 資料2 第2回答申案・参考資料
- 資料3 道民提案の状況(追加分)
- 資料4 新たな提案(議案)
- 資料5 緊急提案に係る市町村意見聴取及びパブリックコメントの結果について

第 1 2 回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委 員】

氏 名	現 職	備 考
五十嵐 智嘉子	(社)北海道総合研究調査会常務理事	副 会 長
井 上 久 志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会 長
佐 藤 克 廣	北海学園大学法学部教授	
林 美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
福 士 明	札幌大学法学部教授	欠 席
宮 田 昌 利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
山 本 光 子	(株)電通北海道プランニングディレクター	

(50 音順)

【事 務 局】

氏 名	役 職
川 城 邦 彦	北海道企画振興部地域主権局長
井 筒 宏 和	北海道企画振興部地域主権局次長
出 光 英 哉	北海道企画振興部地域主権局参事
田 中 秀 俊	北海道企画振興部地域主権局参事

テーマ別（環境・観光・地方自治）
道民提案・関連提案の整理一覧表

資料 1

テーマ	分類	道民提案	関連提案	委員会検討				
				8回	9回	10回	11回	12回
環境	森林	37 森林管理の一元化						
		38 森林審議会の所掌事務拡充	①森林審議会	○		◎	☆	☆
		39 道計画・市町村計画の統合	②人工林資源	○		◎	☆	☆
	土地利用	49 農地転用許可等の権限移譲	③国土利用					
		50 保安林に関する権限移譲	③国土利用		○	◎	☆	☆
	バイオ燃料	108 バイオ燃料の普及促進						
		109 バイオ軽油の非課税化		○				
		110 遊休農地を活用した燃料生産						
		30 (同上)						
	廃棄物・リサイクル	113 一廃処理施設の設置要件緩和	④循環型社会	○		◎	☆	☆
		114 処理施設許可要件の条例委任	④循環型社会					
観光	観光客誘致	53 国際観光の振興	⑤観光振興特区 (地域限定通訳案内士)		○	◎	☆	☆
			⑤観光振興特区 (国際観光振興業務特別地区の設定)					☆
			⑤観光振興特区 (企業立地促進法の権限移譲)					☆
		54 カジノの整備						
		55 民宿・ファームインの活性化			○			
		56 特定免税店制度	⑤観光振興特区 (特定免税店制度)		○		○	☆
		※57 C I Q業務の一部移管						
		58 ビザ発給要件の緩和						
		※60 道路標識の統一						
	観光業振興	63 外国人入材受入れの促進	⑤観光振興特区 (外国人入材受入れ)			◎	☆	☆
		64 自家用車による旅客共同送迎						
		65 有料顧客送迎に係る権限移譲						
	物流・人材移動の活性化	69 自由貿易地域指定						
	空港の活性化	※74 新千歳空港の貨物受け入れ						
		75 空港の一括管理			○	○	○	
	その他	(92) (時差の導入)	⑥プラチナウィーク (仮称)		○			
地方自治	基礎自治体の強化	123 政令市等の法定要件緩和	⑦広域中核市					
		124 道から市町村への権限移譲						
		125 2重、3重行政の解消						
	役割分担の明確化	130 負担金制度の廃止						
		131 (125に同じ)						
	自治体財政・会計の改善	※(138) (複式簿記導入)	⑧地方自治法規律密度			○	○	☆
		※(139) (歳出科目の一部廃止)	⑧地方自治法規律密度					
	市民活動・ボランティア活動の活性化等	※(144) (領域拡大)	⑨町内会事業法人制度		○	○	◎	☆
		※(183) (一極集中都市化の解消)	⑨町内会事業法人制度			(参考人)		
	その他	※(23) (救急車の出動理由の公表)	⑦広域中核市				○	
		※176 都市再生緊急整備地域の指定	⑩緊急自動車		○			

注) ア)「道民提案」欄で、「※」付きは事務局において【特区提案によらずとも対応可能なもの】として整理したものを、「(番号)」は「関連提案」に関連した道民提案を参考に記載。
 イ)「関連提案」とは、「道民提案」の趣旨及びアイデアを活用しながら、特区提案の形態・内容として、より実現可能なものとなるよう、庁内等で検討している提案をいう。
 ウ)「委員会検討」欄は、「○」は検討、「◎」は整理案検討、「☆」は答申案検討を示す(なお、第12回が空欄のものは、今後の継続検討等)。

第 2 回 答 申

(案)

[環 境]

- 答申 1 国土利用の規制権限等の移譲
- 答申 2 人工林資源の一体的な管理体制の構築
- 答申 3 森林関係審議会の統合
- 答申 4 廃棄物処理法に基づく権限の移譲

[観 光]

- 答申 5 特定免税店制度の創設
- 答申 6 国際観光振興業務特別地区の設定
- 答申 7 企業立地促進法に基づく権限の移譲
- 答申 8 外国人人材受入れの促進
- 答申 9 地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大

[地方自治]

- 答申 10 町内会事業法人制度の創設
- 答申 11 法定受託事務の自治事務化

平成 1 9 年 1 2 月 日

北海道道州制特区提案検討委員会

国土利用の規制権限等の移譲

現
状

- 土地利用に関しては、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画で、都道府県の区域に5地域区分と土地利用の調整に関する事項を定めることとされている。
[5地域区分] 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域
- 5地域については、それぞれ都市計画法や農振法(*)等の個別法により、方針・計画策定、土地の利用及び保全に対する国の関与・規制がある。

(※)農業振興地域の整備に関する法律

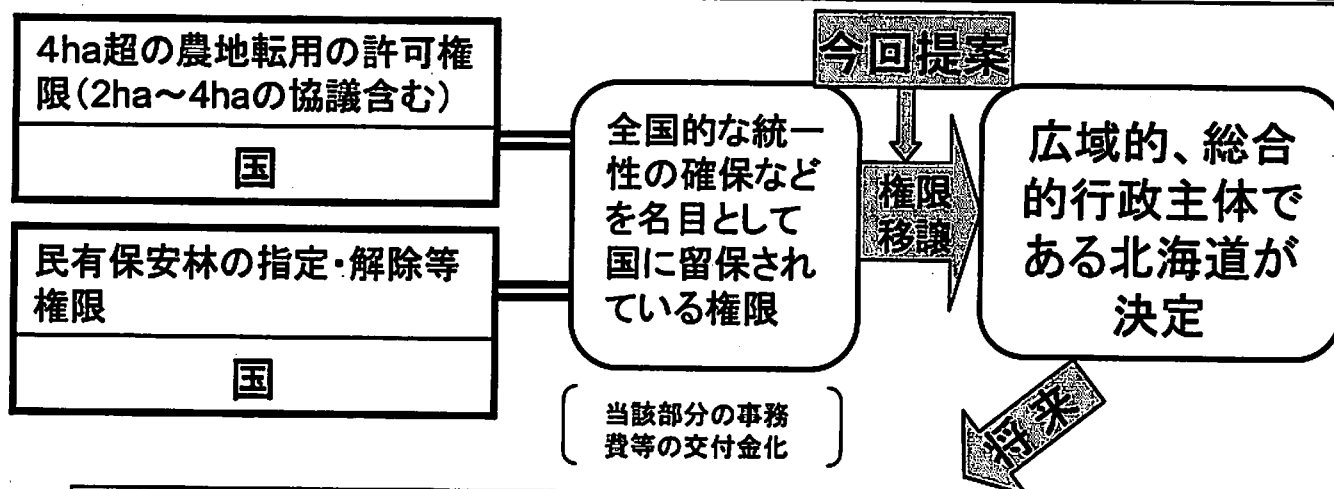
課
題

- 土地の利用及び保全に関する権限は、基本的に都道府県の権限とすべきであるが、許可等権限の一部が国に残っていると同時に、決定に当たって関係大臣との協議や同意を要する。
- 土地の利用及び保全に関しては、地方分権の観点から、国は全国を通じる基本的枠組みを法律で定めるに止め、未だ国に残っている権限の移譲と将来的には国の関与の縮小を図り、広域的・総合的行政主体である北海道が一括して調整すべきである。

目指すすがた

権限移譲

農地転用の許可や保安林の指定等に係る国の権限の移譲



国の施策との整合性などを名目として個別案件ごとに必要とされている
国の協議・同意を廃止

最終的な姿

相互に関係する法律	関係する府県庁	
国土利用計画法	国土交通省	国に留保されている権限の移譲 国への協議・同意の廃止
都市計画法	農林水産省	
農業振興地域の整備に関する法律	経済産業省	
農地法	環境省	
森林法	厚生労働省	
自然公園法	など	
自然環境保全法		

人工林資源の一体的な管理体制の構築

現
状

- ・ 近年、中国の経済成長などにより海外から日本への木材輸入量が大幅に減少している(原木輸入量 H9:168万m³→H18:37万m³ △80%)
 - ・ 一方、民有林の人工林は植樹・育成が進み、伐採・利用段階に移行し、その結果、北海道ではカラマツ人工林を中心に伐採量が急激に増加している状況
- 皆伐面積 H13:4,488ha→H18:7,977ha(1.8倍)
伐採跡地面積 H13:2,853ha→H18:7,343ha(2.6倍)
造林面積 H13:6,308ha→H18:6,416ha(1.0倍)

造林未済地の増加

課
題

- ・ 森林が二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として注目されている状況において、無秩序な伐採は環境保全や資源の持続的な利用の観点からも適当ではなく、伐採の抑制を行う必要がある。
- ・ 現行の森林計画制度は、市町村別、都道府県別となっており、地方が一体となった計画となっていない。材の流通や森林の公益的機能の効果が市町村域にとどまらないことから、道と市町村が連携した資源管理が必要である。
- ・ 森林施業計画の認定基準や伐採届出制度は、全国一律となっており、地方独自に追加、上乗せできる仕組みが必要である。

目指すすがた

人工林資源の一体的な管理体制の構築

- ・ 権限移譲
- ・ 条例制定範囲の拡大

■森林計画制度(全国一律)
地域森林計画(都道府県)
市町村森林整備計画(市町村)
・全国的な課題である森林整備の推進が主目的

■森林施業計画の認定基準
・全国一律の認定基準

■伐採届出による伐採
・全国一律の伐採届出制度

特例措置
権限移譲

■地域森林計画と市町村森林整備計画を統合
・道独自の「森林資源管理計画(地域森林計画)」を道と市町村が共同で作成
・資源管理を主目的とした計画の策定
・樹種別の伐採調整基準量を設定

■認定基準に樹種別の伐採量を追加
・道独自の上乗せ基準

■道独自に伐採量を抑制
・伐採届出制度に新たな審査手続きを追加

伐採調整基準量を超えた場合は伐採を抑制

伐採調整基準量
(資源の保続が危惧される伐採調整基準量)

調整対象

伐採可能面積

伐採量の調整

人工林資源について、計画段階から伐採計画を的確に管理することにより、北海道の森林資源の保全と循環利用の両立が図られる

森 林 関 係 審 議 会 の 統 合

現
状

- ・ 森林法第68条に基づき各都道府県が設置する森林審議会の所掌事務は、同条第2項により、法令の規定によりその権限に属された事項である地域森林計画の樹立や保安林の指定の解除などに限定されており、また同項中の「その他の林務施策に係る事項」の範囲が明確ではないことから、その他の林務施策に係る事項については別な審議会（北海道森林づくり審議会）を設置して対応している状況にある。
- ・ 委員の人数、組織・運営事項も同法及び同法施行令で規定されており、特別委員の任命など柔軟な対応ができない。

課
題

- ・ 森林審議会は森林の整備・管理について議論することを主体とした審議会であり、林業・木材産業の振興や森林の利活用についての議論は行えない。
- ・ しかしながら、森林の整備とその後の利用については本来、密接不可分なものであり、特に環境問題が注目されている中、2つの審議会がそれぞれ別々に議論するよりも一体的に議論する方がより効率的である。
- ・ 都道府県における各種審議会の必置規制の見直しについては、平成9年の地方分権推進委員会の勧告が出されており、森林審議会についても地方の裁量で審議内容や組織・運営事項を弾力的に設定できる仕組みが必要である。

目指すすがた

森林関係審議会の統合

- ・ 権限移譲
- ・ 条例制定範囲の拡大

森林審議会（法律設置）

- 所掌事務、組織、運営
 - ◆ 法定事項のみを審議
 - ・ 地域森林計画の樹立
 - ・ 保安林の指定及び解除など
 - ◆ 委員数などが固定

北海道森林づくり審議会（条例設置）

- 所掌事務、組織、運営
 - ◆ 森林審議会では審議できない、林業・木材産業の振興や森林づくりに対する道民理解の促進方策など林務施策全体に関わる重要事項について審議
 - ◆ 特別委員の追加等、柔軟な運営が可能

北海道森林づくり審議会に
森林審議会を統合

- ・ 森林法に北海道の特例規定を設ける
- ・ 法定事項について、森林審議会に代えて、条例で定める審議会でも審議できることとする

北海道の林務
施策全般を一
体的に審議す
ることにより、よ
り効率的かつ
統一的な展開
が可能となる

- ・ 林務施策全体の方向性の理解、認識が図られた上で、より専門的な審議ができる
- ・ 法定事項の審議についても、特別委員の追加等、柔軟な運営が可能となる

廃棄物処理法に基づく権限の移譲

現 状

- ・本道には家畜ふん尿や林地残材などの豊富なバイオマスが存在する
- ・廃棄物の再生利用に必要な廃棄物処理法に基づく許可等は、市町村や道など許可権者が複数である
- ・北海道特有の廃棄物の再生利用を進めるためには、地域特性に応じた効率的な利活用システムが必要
- ・廃棄物処理施設の設置基準(構造基準、維持管理基準等)は全国一律

課 題

- ・許可権者が複数であり、広域的な処理を行う場合など、許可手続きが煩雑
- ・また、許可が不要となる再生利用の特例措置は国が権限を有しており、地域特性を反映した効率的な利活用システム構築は困難
- ・積雪寒冷地である本道の特性等も考慮した廃棄物処理施設の設置基準による本道の良好な環境の保全や循環型社会の形成が不可欠

目指すすがた

- ・権限移譲
- ・条例制定範囲の拡大

廃棄物処理法に基づく権限の移譲

再生利用の特例認定

- ・再生利用者認定
- ・対象廃棄物設定
- ・再生利用基準設定 等

廃棄物処理施設の設置基準

- ・構造基準(全国一律)
- ・維持管理基準(") 等

権限移譲

道の認定

- ・本道の特性に応じ道が対象廃棄物等を設定し、再生利用者を認定

道の権限

(独自の設定等)

道条例により上乘せ

- ・特例認定対象廃棄物の追加により、豊富なバイオマスなどの再生利用が促進され、地域の実情に応じたりサイクルが可能
- ・水道水源への配慮など、安全・安心、かつ、円滑な廃棄物処理施設の設置が可能
- ・これらの措置を講ずることにより、北海道らしい循環型社会の形成を加速

特 定 免 税 店 制 度 の 創 設

- 現 状**
- ・国内の主要な観光地の中にあつて、北海道は南の沖縄と並び、国内旅行の目的地となっているが、近年の両地域の観光客の入込を見ると、沖縄は年々増加しているが、北海道は横ばいとなっている。
 - ・外国人来道者は、東アジア地域(台湾、韓国、香港他)を中心に増加している。とりわけ「冬の北海道」の人気は高い。

- 課 題**
- ・外国人観光客のリピーター確保や道外からの観光客を増加させるためには、北海道観光の新たな魅力づくりが必要である。
 - ・ショッピングは観光の主要な目的の1つであり、「特定免税店制度」の創設は、東アジア地域をはじめ国内の観光客が北海道を選択する大きなインセンティブとなる。
 - ・沖縄において、免税限度額が20万円となっているが、限度金額の設定が低いため、往復の航空運賃などの関係で免税のメリットが乏しい。

目指すすがた

法令の制定
税財源措置

特 定 免 税 店 制 度 の 創 設

北海道

特定免税店制度の創設

- 携帯して道外へ持ち出す場合に限定
- 道内の特定空港内ターミナル及び特定の地域内にある特定販売施設
- 限度額の設定を撤廃
- 免税店での道産品の販売を義務づけ(非免税)

道州制特区により
関税免除

(関税暫定措置法の改正
・北海道国際観光振興特別措置法(仮称)の創設)

- 日本国内に2カ所しかないという希少性と限度額の撤廃により、北海道訪問へのインセンティブとなる。
- 特定免税店の設置に伴う雇用増、税収増の効果が期待できる。

北海道経済を支える観光産業の振興により、
地域特性を活かした北海道の自立的発展につながる。

国 際 観 光 振 興 業 務 特 別 地 区 の 設 定

- 現 状
- ・ 北海道を訪れる外国人観光客は年々増加しており、平成20年に開催される北海道洞爺湖サミットを契機に、一層の増加が期待される。
(外国人来道者数 14年度:約28万人 18年度:約59万人)
 - ・ こうした中で、外国人観光客のニーズにも対応できる、国際的にも通用する質の高い観光地づくりを進めるため、ハード、ソフト両面での受入環境の整備が求められている。

課 題

外国人観光客のニーズにもきめ細かく対応し、国際的にも通用する質の高い観光地づくりを進めるためには、宿泊施設をはじめとする幅広い観光関連施設・設備の投資に対する優遇措置を講じ、受入環境の整備・充実を促進する必要がある。

目指すすがた

法令の制定
税財源措置

国際的にも通用する質の高い観光地・北海道の実現

<道州制特区による取組>

○国際観光振興業務特別地区の指定
(北海道全域)



○観光関連施設・設備の整備に対し投資減税を行う。

(投資減税に伴う、
地方税の減収補填
措置を講ずる。)

道州制特区による
特別地区の設定

(北海道国際観光振興特別措置法(仮称)の
創設)

<期待される効果>

○投資減税により、ハード面での受入環境の整備・充実が進み、外国人観光客等の満足度の向上と旅行客増加につながる。

○中長期的に低迷する本道経済にとって雇用増など経済波及効果が期待でき、地域特性を活かした本道の自立的発展につながる。

企業立地促進法に基づく権限の移譲

現

状

- ・企業立地促進法は、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取組を支援し、地域経済の自律的発展の基盤を図ることを目的として平成19年6月に施行された。
- ・この法律においては、国が策定する基本方針に基づき、都道府県と市町村が、地域産業活性化協議会での協議を経て、基本計画を作成し、主務大臣に協議し、同意を得ることとなっている。

課

題

- ・企業立地促進法の制度の活用にあたっては、地域の特性を発揮した「強み」を有する産業の振興を図ることが不可欠である。
- ・しかし、地域の作成した基本計画に国の「同意」を要することから、地域の主体的な取組に対し国の関与が生じ、地域経済の自律的発展を図る上で支障となる恐れがある。
- ・また、本法の設備投資事業者への課税特例は化学、鉄鋼、電気・電子機器など66業種に限定されており、北海道が強みを持つ「観光」「食品産業」などが特例対象業種となっていないことから、産業集積のある他府県に比べて、この法律を活用した企業立地の取組が停滞する恐れがある。

目指すがた

権限移譲・関与縮小
条例委任

企業立地促進法に基づく権限の移譲

企業立地促進法に基づく地域の基本計画は、国への協議・同意を不要とする。

国への報告

地域の強みや特性を活かした産業の集積を図るため、課税特例の適用対象業種を、条例により、地域が独自に決定する。

権限移譲

- 地域が主体となった、効果的な企業誘致策を進めることが可能となる。
- 広域に分散して存在する地域の強みや特性に見合った産業の集積が促進されることにより、1次・2次・3次産業の有機的連携により、観光、食品業などを下支える本道経済全体の底上げが図られる。

外国人人材受入れの促進

現
状

- ・北海道を訪れる外国人観光客は年々増加しており、平成20年度に開催予定の北海道洞爺湖サミットの開催を契機に、更なる増加が期待されるところ。
(外国人観光客数 H14年度:約28万人 H18年度:約59万人)
- ・それに伴い、外国人宿泊者も増加しており、宿泊施設で母国語が通じることは、観光地選び宿泊地選びにおいて重要なポイントとなる。
- ・道内の施設の約9割が外国人を受け入れているが、英語のできる職員がいる施設が52%、中国語が17%、韓国語は9%に止まっている。

課
題

- ・出入国管理法では、一定の要件を満たす技能をもつシェフ、インストラクターについて、3年又は1年の在留期間が認められているが、範囲が限定されている。
- ・(財)国際研修協力機構が実施する「外国人研修・技能実習制度」について1年間の研修期間の在留が認められているがあくまでも研修である。
- ・このため、長期間の在留を認め、北海道観光に精通した外国人人材を確保し、外国人観光客への対応力を向上させる必要がある。
- ・出入国管理は国の専管事項であるため、道の意思が反映する制度が必要

目指すすがた

国専掌事務に対する申出権の創設

観光業務に従事する外国人人材の確保

北海道

入管法基準の変更について申し出

国

意見を尊重し、特例措置

○出入国管理法において3年又は1年の在留が認められる者

- ・シェフ(技能)、インストラクター(技能)
- ・ホテルマン(国際業務)

○活動基準

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する業務に従事する活動

※研修制度による滞在は1年

特例措置

○観光関連業務に従事する高度なサービスを提供できる外国人ホテルマンなどを追加

○対象者の例

ホテル業務について3年以上の実務経験を有し、日本語が堪能な者

○活動基準

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する業務に従事する活動

・外国からの優秀な人材を長期間確保することにより、外国語による優れたサービスの提供が可能となり、外国人観光客へのホスピタリティの向上が図られ、北海道観光の魅力アップにつながる。

地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大

現
状

- ・北海道を訪れる外国人観光客は年々増加しており、平成20年度に開催予定の北海道洞爺湖サミットの開催を契機に、更なる増加が期待される所。
(来道観光客数 H14年度:約28万人 H18年度:約59万人)
- ・外客誘致法等の改正により、全国一律の通訳案内士の他に地域限定通訳案内士制度が導入され、都道府県が地域限定通訳案内士試験を実施できることとなった。
- ・北海道としても、試験実施などを定めた外客来訪促進計画を策定し、H20年度から試験の実施をすべく準備を進めている所。



課
題

- ・試験実施基準は国が細かく定めており、道のオリジナリティが発揮できる部分が制限されている。
【基準の例】
・試験の回数、合否判定の方法、難易度、筆記試験の時間、平均点、試験免除基準、口述試験の時間、方法、合否判定など

目指すがた

- ・権限移譲
- ・条例制定範囲の拡大

地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大

地域限定通訳案内士試験の基準

- ・試験の回数、合否判定の方法、試験の方法、難易度、筆記試験の時間、平均点、試験免除基準、口述試験の時間、方法、合否判定など

国 が 設 定

関与の縮小

北海道独自の試験方法等を設定

(例)

- ・独自の合格基準点、試験時間などの設定

- ・北海道独自の試験方法等の設定により、より一層地域の事情に精通したガイドを養成することが可能。
- ・幅広くユニークな人材の確保が可能となり、北海道観光のホスピタリティの向上が図られる

町 内 会 事 業 法 人 制 度 の 創 設

現
状

- ・ 全国の中でも高齢化が特に進み人口密度が低い北海道においては、地域のコミュニティ活動に一層しっかりとした基盤を整える必要がある。
- ・ 特に、町内会は市町村よりもさらに住民に近い自治組織としてコミュニティの中で大きな役割を果たしており、その活動の活性化は地域コミュニティの再生に不可欠であり、また、道州制を進める上でも、その基本となる「補完性の原理」の観点からみて意義は大きい。

課
題

- ・ 町内会は地方自治法により限定的な範囲でのみ法人格を取得できるに止まっており、法的な基盤の整備が遅れている。
- ・ 町内会活動は、地域のために住民が自ら行う事業の運営母体としても有効であり、地域の活性化のためには、町内会が各種事業を効果的、安定的に展開できるような環境づくりが必要。
- ・ コミュニティのあり方の制度設計は国において行うのではなく、地方が条例によって行うようにしていくべき。

目指すすがた

条例委任・法令の追加

地方自治法改正による町内会事業法人制度の創設

【現状】

地方自治法第260条の2
市町村長の認可を受け、法人格を取得できる

集会所等の不動産を保有するという限られた目的のための法人格であり、事業の展開を前提としたものではない

特区による特例

【地方自治法の特例措置】

北海道においては、町内会が住民の相互扶助又は生活環境の維持向上のために共同で取り組む事業を行うために法人格を取得できる。

基準の細目や手続きは北海道が条例で定める。

過疎地の町内会が車を保有し高齢者世帯など交通弱者のために活用するなど住民同士が支え合い、共同で取り組む事業が活発化する

町内会がしっかりとした法的基盤を持ち、支え合いの事業を実施することで、コミュニティの「再生・強化」が図られる。

法定受託事務の自治事務化

現
状

- ・ 今回の提案において事務権限等の移譲等を要望する農地法・森林法、廃棄物処理法の事務については、一部に地方自治法に定める法定受託事務が存在する。
- ・ 法定受託事務は国が本来果たすべき役割に係る事務であり、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるため、法令等により処理基準が定められる場合が多い。

課
題

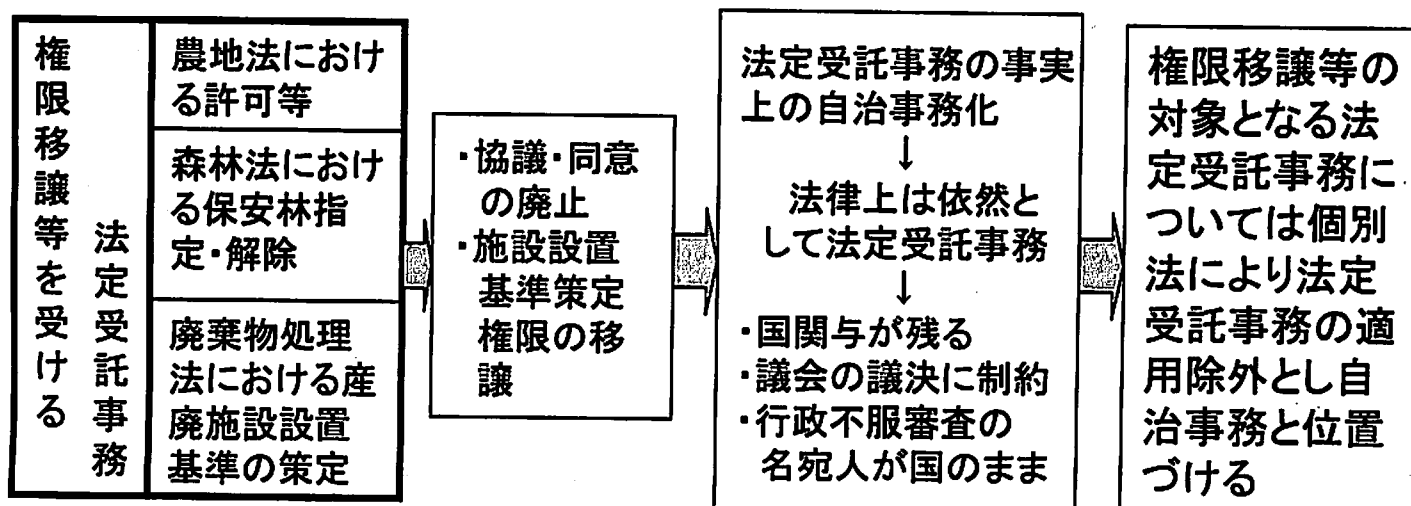
- ・ 本来、国の役割とされる法定受託事務に係る権限移譲等により、協議・同意の廃止や条例の委任範囲の拡大がなされると、実質的に法定受託事務が自治事務に性格が変容する。
- ・ しかし、法律上は法定受託事務のままであり、特定広域団体の事務になったにもかかわらず国の関与が残ったままになり、また、独自の基準についての条例が制定できない可能性があるなど、道州制特区法に基づく権限移譲等が意味をなさなくなるおそれがある。
- ・ このことから、移譲する権限等に係る事務については、個別法の定めにより自治事務と規定する必要がある。

目指すがた

国の関与

法定受託事務の自治事務化

○ 今回の権限移譲等要望に係る法定受託事務の自治事務化



議 会 権 限 の 強 化

○ 法定受託事務に係る議会の権限強化

地方自治法第96条 第1項及び第2項

法定受託事務について、法令等による
条例への明示的委任がない条例につい
ての制定権が不明確

法定受託事務といえ
ども道の事務であり、
議会の意思が働かな
いのは不合理

地方自治法第96条
第2項括弧書きを削
除し、法定受託事務
についても議会が積
極的に関与できるよ
うにする

参 考 資 料

[環 境]

- 参考資料 1 国土利用の規制権限等の移譲（答申 1）
- 参考資料 2 人工林資源の一体的な管理体制の構築（答申 2）
- 参考資料 3 森林関係審議会の統合（答申 3）
- 参考資料 4 廃棄物処理法に基づく権限の移譲（答申 4）

[観 光]

- 参考資料 5 北海道観光振興特区（おもてなし特区）
- 参考資料 6 特定免税店制度の創設（答申 5）
- 参考資料 7 国際観光振興業務特別地区の設定（答申 6）
- 参考資料 8 企業立地促進法に基づく権限の移譲（答申 7）
- 参考資料 9 外国人人材受入れの促進（答申 8）
- 参考資料 10 地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大（答申 9）

[地方自治]

- 参考資料 11 町内会事業法人制度の創設（答申 10）
- 参考資料 12 法定受託事務の自治事務化（答申 11）

-
- 参考資料 13 地方自治法第 96 条第 2 項関連資料

農地転用や開発行為の許可等（個別の土地に関する制限）に関する国の関与の例

区 分		都市計画法	農業振興法	農地法		森林法			自然公園法	自然環境保全法	
内 容		都市計画区域 内の開発行為 の許可 （\$ 29①）	農用地区域内 の開発行為の 許可（\$ 15 の2①）	農地転用の許 可（\$ 4①）	転用目的の権 利移動 （\$ 5①）	民有林内の 開発行為の 許可 （\$ 10の 2①）	保安林の指定・解除等		都道府県立自 然公園での開 発行為の許可 （\$ 60①）	都道府県自然 環境保全地域 内の行為制限 （\$ 46①）	
							1～3号保安林				4号以下保 安林（\$ 25 の2,26の2）
							重要流域 （\$ 25,26）	左以外（\$ 2 5の2,26の2）			
許 可 権 者		都道府県知事 市町村長＊1	都道府県知事	都道府県知事 農林水産大臣	都道府県知事 農林水産大臣	都道府県知 事	農林水産大 臣	都道府県知 事（1号受託）	都道府県知 事	都道府県	都道府県
国の関与等の態様	許 可			農林水産大臣 （4 ha 超） （\$ 4①）	農林水産大臣 （4 ha 超） （\$ 5①）		農林水産大 臣 （\$ 25,26）				
	協議+同意							農林水産大 臣（\$ 26の 2 解除）	農林水産大 臣（\$ 26の 2 解除）		
	大臣が同意する に際し協議										
	協 議			農林水産大臣 （2 ha 超） （附則 \$ 2）	農林水産大臣 （2 ha 超） （附則 \$ 2）						
	協議を受けた大 臣が協議										
	助言・勧告										
	報 告										

*1：政令指定都市、中核市、特例市は全ての許可。特例条例で権限委譲した市町村については§34⑩を除く。

※国の全ての関与を記載しているものではない。

土地利用の区域等の決定に関する国の関与の例（方針・マスタープラン）

区 分		国土利用計画法	都市計画法	農業振興法	森林法	自然公園法	自然環境保全法
内 容		土地利用基本計画の決定・変更 （§ 9①④）	都市計画地域の整備・開発及び保全の方針 （§ 6の2①）	都道府県農振地域整備基本方針の策定 （§ 4①）	地域森林計画の策定・変更 （§ 5①）	都道府県立自然公園特別地域の指定・拡張 （§ 60①）	都道府県自然環境保全地域特別地区の指定・拡張 （§ 45①）
決 定 権		都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
国 の 関 与 等 の 態 様	協議+同意	国土交通大臣 （§ 9⑩）	国土交通大臣 （§ 18③）	農林水産大臣 （農用地確保位置・規模）（§ 4⑤）	農林水産大臣 （保安林整備造林面積等） （§ 6⑤）		
	大臣が同意するに際し協議	関係行政機関の長（§ 9⑫）	農林水産大臣 （§ 23①）				
	協議を受けた大臣が意見聴取		経産、環境、厚労大臣 （§ 23②③）				
	協 議		農林水産大臣 （国交大臣同意のときを除く）（§ 23①）	農林水産大臣 （§ 4⑤）	農林水産大臣 （§ 6⑤）	関係地方行政機関の長（§ 66①）	環境大臣 （§ 49①）
	協議を受けた大臣が協議			関係行政機関の長 （§ 4⑥）			関係行政機関の長（§ 49②）
	助言・勧告			農林水産大臣 （§ 4④勧告）		環境大臣 （§ 67②）	環境大臣 （§ 50②）
	報 告			農林水産大臣 （§ 6⑥報告）	農林水産大臣 （§ 6⑥）	環境大臣 （§ 67①）	環境大臣 （§ 50①）

※国の全ての関与を記載しているものではない。

土地利用の区域等の決定に関する国の関与の例

区 分		都市計画法			農業振興法	森林法	自然公園法	自然環境保全法
内 容		都市計画区域 の指定・変更 （§5①）	区域区分 （§7①）	地域地区、地区計 画等 （§8①、 12の5①）	都道府県農振地域整 備基本方針の策定 （§4①）	地域森林計画の策定 ・変更 （§5①）	都道府県立自然公園特別 地域の指定・拡張 （§60①）	都道府県自然環境保全地域特 別地区の指定・拡張 （§45①）
				広域の見地から決定すべき地域地区等 （§15①）				
決 定 権		都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
国 の 関 与 等 の 態 様	協議+同意	国土交通大臣 （§5③）	国土交通大臣 （§18③）	国土交通大臣 （§18③）	農林水産大臣 （農用地確保位置・規 模）（§4⑤）	農林水産大臣 （保安林整備造林面積 等）（§6⑤）		
	大臣が同意する に際し協議		農林水産大臣 （§23①）					
	協議を受けた大 臣が意見聴取		経産、環境、 厚生大臣 （§23②③）					
	協 議		農林水産大臣 （国交大臣同意 のときを除く） （§23①）		農林水産大臣 （§4⑤）	農林水産大臣 （§6⑤）	関係地方行政機関の長 （§66①）	環境大臣 （§49①）
	協議を受けた大 臣が協議				関係行政機関の長 （§4⑥）			関係行政機関の長（§4 9②）
	助言・勧告				農林水産大臣 （§4④勧告）		環境大臣 （§67②）	環境大臣 （§50②）
	報 告				農林水産大臣 （§6⑥報告）	農林水産大臣 （§6⑥）	環境大臣 （§67①）	環境大臣 （§50①）

※都市地域／都市計画法については都市施設（道路、公園、下水道等）を除く。

※国の全ての関与を記載しているものではない。

【農地法第4条第2項(農地転用許可基準)】

農地法(第4条)	農地法施行令	農地法施行規則
2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。	第一条の十 法第四条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。	
	一 (略)	
	二 法第四条第二項第一号ロに掲げる農地 農地を農地以外のものにする行為が前号イ又は次のいずれかに該当すること。	
	イ 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること。	第五条の二 令第一条の十第一項第二号イの農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。
		一 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設
		二 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設
		三 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設
		四 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(令第一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地にあつては、敷地面積がおおむね五百平方メートルを超えないものに限る。)

「農地転用許可基準の制定について」(S34. 10. 27)

(第2章 許可方針・第1節 農業以外の土地利用計画との関係)

第2 農業以外の土地利用計画との調整を要しない地域の取扱い

3 第1種農地を対象とする農地の転用は原則として許可しないものとする。ただし、下記に掲げる場合等で第3種農地又は第2種農地に立地することが困難であるか又は不相当と認められる場合は許可することができるものとする。

(2) 農業経営の合理化、農業生産力の増強若しくは農家経済の改善に資する施設、農産物の加工施設又は農村の道路水路等を建設する場合
(3) 農家の安定的な就業機会の確保又は都市と農村の交流の円滑化等に資する施設を建設する場合

(8) 農村集落において宅地の集団に接続して住宅等を建設する場合又は集落の生活環境の改善に資する施設を建設する場合

ロ 申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当なものとして農林水産省令で定める施設の用に供するために行われるものであること。

第五条の三 令第一条の十第一項第二号ロの農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設（令第一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。）とする。

- 一 病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるもの
- 二 火薬庫又は火薬類の製造施設
- 三 その他前二号に掲げる施設に類する施設

ハ 申請に係る農地を調査研究、土石の採取その他の特別の立地条件を必要とする農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

第五条の四 令第一条の十第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一 調査研究（その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。）

二 土石その他の資源の採取

三 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの

四 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの

- イ 一般国道又は都道府県道の沿道の区域
- ロ 高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であ

(5) 精神病院、火薬倉庫等の如く市街地の近傍に立地することが望ましくない施設又は採石、養殖場等の如く、その利用すべき資源の関係からその位置が制約される施設を建設する場合

(6) 試験研究、学術調査等を実施する場合

〔再掲〕(5) 精神病院、火薬倉庫等の如く市街地の近傍に立地することが望ましくない施設又は採石、養殖場等の如く、その利用すべき資源の関係からその位置が制約される施設を建設する場合

(9) 重要産業の施設の建設で、次の(a)又は(b)のいずれかの条件に該当するもの

(a) 当該農地が生産条件の悪い農地又は第3種農地若しくは市街地の近傍にある農地であり、かつ、用排水、原料既存施設、港湾造成、既存引込線等の関係から当該農地を選定したこと。

(b) 原料を地下資源等に求める場合であって、その位置が制約されると認められること。

(10) 一般国道等の沿道において当該道路に接続して流通業務施設等を建設する場合

	つて自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)の出入口の周囲おおむね三百メートル以内の区域 五 既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積を超えないものに限る。) 六 法第四条第二項第一号ロ又は第五条第二項第一号ロに掲げる土地に係る法第四条第一項、第五条第一項若しくは第七十三条第一項の許可又は法第四条第一項第五号若しくは第五条第一項第三号の届出に係る事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設(令第一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。)	(12) 既存施設の拡張を行う場合 (13) 前号各号の一に該当する場合に欠くことのできない道路、電線路等の施設を建設する場合
二 (略)	第五条の五 (略)	
木 申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること。	第五条の六 令第一条の十第一項第二号木の農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。ただし、第一号、第三号、第六号及び第七号に該当するものに関する事業にあつては、令第一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地以外の土地を供して行われるものに限る。 一 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業 二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成 三 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十四条第一項に規定する関連事業計画若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第九条第三項に規定する勧告に基づき行われる家屋の移転その他の措置又は同法第十条第一項若しくは第二項に規定する命令に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事 四～十一 (略)	(第2章 許可方針・第1節 農業以外の土地利用計画との関係) 第2 農業以外の土地利用計画との調整を要しない地域の取扱い 3 第1種農地を対象とする農地の転用は原則として許可しないものとする。ただし、下記に掲げる場合等で第3種農地又は第2種農地に立地することが困難であるか又は不相当と認められる場合は許可することができるものとする。 (1) 土地収用法その他の法令により土地を収用し又は使用できると定められている事業の用に供する場合 (4) 森林法第25条に掲げられた目的(保安林)に供する場合 (7) 地すべり等防止法による関連事業計画に基づき、又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項の勧告等を受けて家屋を建設する場合

一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合	へ (略)	第五条の七～第五条の八 (略)
	2 (略)	
イ (略)		
ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの（市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。）	第一条の十一 法第四条第二項第一号ロの良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるものは、次に掲げる農地とする。	
	一 おおむね二十ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地	
	二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農地の造成その他の農林水産省令で定めるもの（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地	第五条の九 令第一条の十一第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしている事業とする。 一 次のいずれかに該当する事業（主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。）であること。 イ 農業用排水施設の新設又は変更 ロ 区画整理 ハ 農地又は採草放牧地の造成（昭和三十五年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。） ニ 埋立て又は干拓 ホ 客土、暗きよ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業 二 次のいずれかに該当する事業であること。 イ 国又は地方公共団体が行う事業 ロ 国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助その他の助成を行う事業 ハ 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）に基づき地方公共団体から資金の貸付けを受けて行う事業 ニ 公庫から資金の貸付けを受けて行う事業
	三 傾斜、土性その他の自然的	

(第1章・総則) 第4 農地の区分 2 第一種農地
農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資（旧制度開拓として実施された開拓事業、農道の整備のみを目的とする土地改良事業、災害（石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害を含む。）復旧事項及び農用地防災事業を除く。）の対象となった農地又は集団的に存在している農地。ただし、第二種農地又は第三種農地に該当するものを除く。

(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの	条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると思われる農地		
	第一条の十二 (略)		
	一 (略)	第五条の十 (略)	
	二 (略)	第五条の十一 (略)	
	第一条の十三 法第四条第二項第一号ロ(1)の政令で定めるものは、次に掲げる区域内にある農地とする。		(第1章 総則) 第4 農地の区分
	一 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が農林水産省令で定める程度に達している区域	第五条の十二 令第一条の十三第一号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。 一 水管、下水道管又はガス管が埋設されている道路（幅員四メートル以上の道及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第二項の指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、第五条の四第四号ロに規定する道路及び農業用道路を除く。）の沿道の区域であつて、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね五百メートル以内に二以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。 二 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね三百メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。 イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場 ロ 第五条の四第四号ロに規定する道路の出入口 ハ 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場（これらの支所を含む。） ニ その他イからハまでに掲げる施設に類する施設	4 第3種農地 (2) ガス若しくは上水道の施設又は下水道の整備している地区内にある農地
	二 宅地化の状況が農林水産省令で定める程度に達している区域	第五条の十三 令第一条の十三第二号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。 一 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公	(3) 鉄道、軌道の乗降場、貨客船発着所、高速自動車国道のインターチェンジ又は市町村役場、区役所及びそれらの支所等の公共施設から至近距離にある地域内の農地
			(4) 市街地の中に介在する農地

			共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。 二 街区（道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画された地域をいう。以下同じ。）の面積に占める宅地の面積の割合が四十パーセントを超えていること。 三 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められていること（農業上の土地利用との調整が関つたものに限る。）。	(5) 街路に囲まれた区画で、その区画の総面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるもののうちにある農地 (6) 旧自作農創設特別措置法第5条第四号の指定（都市計画法による土地区画整理を施行した土地等で買取除外の指定）のあった区域内にある農地及び農地法第7条第1項第四号の規定によつて指定（近く農地以外のものとする）を相当とするものの指定を受けた農地 (1) 土地区画整理事業施行地区（施行済地区を含む。）内にある農地（当該地区面積が70ha以上で都市的環境が整備されておらず、かつ近く整備される見込みのない区域内の農地を除く。） (第1章 総則) 第4 農地の区分 3 第2種農地 (1) 街路（土地改良事業、開拓事業によつて築造されたものを除く。）が普遍的に配置されている地域内の農地。 (2) 鉄道、軌道の乗降場、貨客船発着所又は市町村役場、区役所及びそれらの支所等の公共施設から近距離にある地域内の農地。 ただしこの場合において、その地域の総面積に占める市街地の面積が40%を超えるときは、その割合が40%になるまで1kmを限度として近距離とみなすことができる。 (3) 市街地の近傍において孤立している小団地
(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの		第一条の十四 法第四条第二項第一号ロ(2)の政令で定めるものは、次に掲げる区域内にある農地とする。 一 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみて前条第一号に掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として農林水産省令で定めるもの	第五条の十四 令第一条の十四第一号の農林水産省令で定める区域は、次に掲げる区域とする。 一 相当数の街区を形成している区域 二 第五条の十二第二号イ、ハ又は二に掲げる施設の周囲おおむね五百メートル（当該施設を中心とする半径五百メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が四十パーセントを超える場合にあっては、その割合が四十パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は一キロメートルのいずれか短い距離）以内の区域	
		二 宅地化の状況からみて前条	第五条の十五 令第一条の十四第二号の農林水産省令	

	第二号に掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として農林水産省令で定めるもの	で定める区域は、宅地化の状況が第五条の十三第一号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね二十ヘクタール未満であるものとする。
二 (略)		
三 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実に認められない場合		第五条の十六 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。 一 法第四条第一項の許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがないこと。 二 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかつたこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと。 二の二 申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。第七条の五第二号の二において同じ。）により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること。 三 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと。 四 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと。
四 (略)		
五 (略)		五 (略)

の農地。

(第2章 許可方針・第2節 一般的基準)

第1 申請目的実現の可能性

- 1 申請者が許可を受けた後、遅滞なく申請に係る土地を申請の目的に供するものと認められること。
- 2 申請目的の実現について法令等による許認可等を要する場合は、当該許可等の見込みがあること。
- 4 申請された農地と併せて使用する土地がある場合においてその土地を当該申請目的に利用し得る見込みがあること。

第2 計画面積

- 1 申請面積がその申請目的実現のため必要な最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときは、これを斟酌して決められたものであること）。
- 2 大規模の施設の建設等で、当該建設事業の計画が長期にわたるものについては、期別計画に従って必要な面積について申請されたものであること。ただし、当該事業の計画の一体性の見地から、これを分割することが著しく困難なものについてはこの限りでない。

【各行政分野の事務事業調査の結果（H19.3 地方六団体地方分権改革推進本部）】

区 分		農 地 行 政
国 ・ 地 方 の 役 割 分 担	国	・ 4 ha を超える農地転用の許可（地方農政局の許可）。 ・ 2 ha を超え 4 ha 以下の都道府県知事が農地転用の許可をしようとする場合の協議。
	都道府県	・ 4 ha 以下の農地転用の許可。 ・ 2 ha を超え 4 ha 以下の都道府県知事が農地転用の許可をしようとする場合の国との協議。
	市 町 村	・ 4 ha 以下の農地転用許可申請に対する農業委員会の審査及び意見書の送付。
	現 行 の 役割分担 の問題点	・ 農地転用の許可の基準は、従来、法令上規定されておらず、通達で定める基準に基づき運用されていたが、行政事務の基準の明確化を図るため、平成 10 年の農地法改正により許可の基準が法令において定められた。 ・ このことにより、国又は都道府県が行う判断に差異はないとされるが、面積別に許可権者が異なるため、農業以外の土地利用計画との調整や事務処理の迅速化等を阻害している。
	担 役割分担 のあるべき姿	・ 国は基本食糧の確保等に配慮した総合的な優良農地確保の方向性を示し、県はその方向に従った土地利用調整を独自に行うことが望ましい。 ・ したがって、農業以外の土地利用計画との調整の迅速化や地域の実情に応じた振興施策を効果的に実施するため、国の地方支分部局である地方農政局が行っている 4 ha を超える農地転用の許可権限を県に移譲すべきである。
国から都道府県などに移譲すべき役割		1 地方農政局が有する 4 ha を超える農地転用の許可権限について、県に権限移譲すべき。 2 現行制度において、2 ha を超え 4 ha 以下の都道府県知事が農地転用の許可をしようとする場合の農林水産大臣との協議を廃止すべき。
国の義務付け	現 状	
	廃止・縮小すべきか否か？	
国の関与	現 状	・ 2 ha を超え 4 ha 以下の都道府県知事が農地転用の許可をしようとする場合の農林水産大臣との協議
	廃止・縮小すべきか否か？	・ 廃止すべき。
二重行政	国と地方の二重行政の内容	
	廃止すべき国の事務事業	
財源措置	財源措置の内容	・ 地方交付税単位費用で標準的な人件費、事務経費を計上。
	変更すべき内容	・ 国が行う農地転用の許可の調整に要する経費について、地方へ財源移譲する。
あるべき姿に基づく権限移譲、国の関与の廃止等による住民の具体的なメリット		・ 優良農地の確保に向けた県の基本的施策方針に従い、有効な土地利用が迅速に図られることから、農業・農村活性化と調和の取れた住民生活の向上が図られる。

「中間的な取りまとめ」(抜粋) (H19.11.16)

地方分権改革推進委員会

<重点事項>

⑦ 農業

[農地転用許可制度]

農地については、優良農地の確保と計画的土地利用の推進をはかるため、農地転用許可制度がとられ、周辺農地の営農の支障となる転用や具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととされている。現在、4haを超える農地転用の許可については国が、4ha以下の農地転用の許可については都道府県が行っているが、そのうち2ha超4ha以下の農地転用については、平成10年の改正以降「当分の間」の措置として、農林水産大臣と協議しなければならないこととされている。

しかしながら、個別の農地転用許可に国がかかわることに対しては、関係者の事務負担増や手続の長期化の問題がある等の地方からの指摘がある。

農地転用許可については、都道府県が国の法令等の基準にもとづいた判断を行うことが可能であり、国が個別の転用の判断にかかわる必要はない。現に農地転用許可のほとんどは都道府県が行っており(平成17年の許可件数全体92,986件のうち、国の許可件数は51件、国への協議案件は133件)、また、平成17年の国への協議件数133件のうち国と地方の判断が異なったとの回答があったのは1件にすぎない。

したがって、4ha超の農地転用の許可権限については都道府県に移譲し、2ha超4ha以下の農地転用許可については農林水産大臣との協議は廃止すべきである。

また、都道府県の農地転用の許可権限についても、市町村への移譲を検討すべきである。

なお、公共施設の設置を目的とする農地転用について、現在は転用許可が不要となっているが、優良農地の確保のためにこれを許可対象とする見直しの動きがある。虫食い開発の防止等は必要であるが、見通しにあたっては、上記の考え方に沿って、個別の許可には国がかかわらない形で行うべきである。

<地方分権改革推進委員会委員名簿>

委員長	丹 羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
委員	井 伊 雅 子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	猪 瀬 直 樹	作家・東京都副知事
	小早川 光 郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	露 木 順 一	神奈川県開成町長
	横 尾 俊 彦	佐賀県多久市長

(敬称略)

国の関与について

■地方自治法第245条の3（関与の基本原則）

- 4 国は、法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を普通地方公共団体が作成する場合等国又は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との整合性を確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生じると認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第245条第1号二〔同意〕に規定する行為を要することのないようにしなければならない。

■『地方分権推進計画』の同意の考え方

- (ア) 国は、地方公共団体の行政については、地方公共団体の自治事務の処理について、国又は都道府県と当該地方公共団体との間で協議をする場合においては、以下の場合等国又は都道府県の当該協議に関する施策と地方公共団体の当該協議に関する施策との整合性を確保しなければ、これらの施策の実施に著しく支障が生じると認められるときを除き、当該協議について当該地方公共団体に対する国又は都道府県の同意を要することのないようにしなければならない。
- a 法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を地方公共団体が作成する場合
 - b 地方公共団体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準を基に関係地方公共団体が計画を作成する場合
- (イ) 国は、地方公共団体の行政については、地方公共団体の法定受託事務の処理について国又は都道府県と当該地方公共団体との間で協議する場合においては、当該協議について当該地方公共団体に対する国又は都道府県の同意を義務づけることができる。

国土利用の規制権限等の移譲 <新旧対照表>

区 分	現 行	権 限 移 譲 後																		
イメージ図	【農地転用の許可】 ＜農地法 § 4、 § 5、附則②＞ <table><thead><tr><th rowspan="2">転用許可の対象</th><th colspan="2">許可権者</th></tr><tr><th>国</th><th>道</th></tr></thead><tbody><tr><td>4 h a 超の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①)</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>2 h a 超 4 h a 以下の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①、 附則②)</td><td>△ (事前協議)</td><td>○</td></tr><tr><td>2 h a 以下の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①)</td><td>—</td><td>○</td></tr></tbody></table>	転用許可の対象	許可権者		国	道	4 h a 超の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①)	○	—	2 h a 超 4 h a 以下の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①、 附則②)	△ (事前協議)	○	2 h a 以下の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①)	—	○	【農地転用の許可】 <table><thead><tr><th>転用許可の対象</th><th>許可権者</th></tr></thead><tbody><tr><td>すべての農地転用</td><td>道</td></tr></tbody></table>	転用許可の対象	許可権者	すべての農地転用	道
転用許可の対象	許可権者																			
	国	道																		
4 h a 超の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①)	○	—																		
2 h a 超 4 h a 以下の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①、 附則②)	△ (事前協議)	○																		
2 h a 以下の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①)	—	○																		
転用許可の対象	許可権者																			
すべての農地転用	道																			
法 令 制 度	○農地転用の許可 ・ 4 h を超える農地の場合には、国の許可となっている（法 § 4 ①、 § 5 ①）。 ・ 2 h a を超え 4 h a 以下の農地の場合には、道の許可であるが、当分の間国に協議しなければならない（法 § 4 ①、 § 5 ①、附則②）。	【特区提案】 ○農地転用の許可 ・ 4 h a を超える農地転用の許可権限について、道が行うこととし、2 h a を超え 4 h a 以下の農地転用の場合の国への事前協議を廃止し、北海道においては、すべての農地転用について、道の許可権限とするよう改正する（法 4 ①、 § 5 ①、附則②）。																		

国土利用の規制権限等の移譲 <新旧対照表>

区 分	現 行	権 限 移 譲 後																																																																				
イメージ図	【民有保安林の指定・解除等】 ＜森林法 § 25、 § 25-2、 § 26、 § 26-2、 § 33-2、 § 41、 § 43＞ ＜ 同法施行令 § 3-3＞ <table><thead><tr><th colspan="3">保安林等権限区分</th><th colspan="2">許可権者</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th>国</th><th>道</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="10">民有保安林</td><td rowspan="6">1～3号</td><td>重要流域</td><td>指定 (§ 25 ①)</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>解除 (§ 26 ①・②)</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>指定施業要件変更 (§ 33-2)</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="3">重要流域以外</td><td>指定 (§ 25-2 ①)</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>解除 (§ 26-2 ①・②)</td><td>協議・同意</td><td>○</td></tr><tr><td>(§ 26-2 ④、 令 § 3-3)</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="4">4号以下</td><td>指定施業要件変更 (§ 33-2)</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>指定 (§ 25-2 ②)</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>解除 (§ 26-2 ①・②)</td><td>協議・同意</td><td>○</td></tr><tr><td>(§ 26-2 ④、 令 § 3-3)</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="3">林野庁所管外の国有保安林 (＊)</td><td>指定 (§ 25 ①)</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>解除 (§ 26 ①・②)</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>指定施業要件変更 (§ 33-2)</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">保安施設地区</td><td>指定 (§ 41)</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>解除 (§ 43)</td><td>○</td><td>—</td></tr></tbody></table> (用語) 指定施業要件 保安林としての働きを果たすために必要最小限守らなければならない森林の取り扱い方法（伐採の方法・限度等） 保安施設地区 農水大臣が保安林の指定目的を達成するための事業（治山事業等）を行う必要があると認めた場合に、当該事業を行うために指定する地区 ＊ 林野庁所管外の国有林（他省庁所管）に係る保安林の指定・解除等の手続きは、民有林と同じ取り扱いである。	保安林等権限区分			許可権者					国	道	民有保安林	1～3号	重要流域	指定 (§ 25 ①)	○	—		解除 (§ 26 ①・②)	○	—		指定施業要件変更 (§ 33-2)	○	—	重要流域以外	指定 (§ 25-2 ①)	—	○	解除 (§ 26-2 ①・②)	協議・同意	○	(§ 26-2 ④、 令 § 3-3)	—	○	4号以下	指定施業要件変更 (§ 33-2)	—	○	指定 (§ 25-2 ②)	—	○	解除 (§ 26-2 ①・②)	協議・同意	○	(§ 26-2 ④、 令 § 3-3)	—	○	林野庁所管外の国有保安林 (＊)	指定 (§ 25 ①)	○	—	解除 (§ 26 ①・②)	○	—	指定施業要件変更 (§ 33-2)	○	—	保安施設地区	指定 (§ 41)	○	—	解除 (§ 43)	○	—	【民有保安林の指定・解除等】 <table><thead><tr><th>民有保安林の指定・解除等</th><th>許可権者</th></tr></thead><tbody><tr><td>全ての権限</td><td>道</td></tr></tbody></table> ＊ 林野庁所管外の国有保安林に係る権限を含む。	民有保安林の指定・解除等	許可権者	全ての権限	道
保安林等権限区分			許可権者																																																																			
			国	道																																																																		
民有保安林	1～3号	重要流域	指定 (§ 25 ①)	○	—																																																																	
			解除 (§ 26 ①・②)	○	—																																																																	
			指定施業要件変更 (§ 33-2)	○	—																																																																	
		重要流域以外	指定 (§ 25-2 ①)	—	○																																																																	
			解除 (§ 26-2 ①・②)	協議・同意	○																																																																	
			(§ 26-2 ④、 令 § 3-3)	—	○																																																																	
	4号以下	指定施業要件変更 (§ 33-2)	—	○																																																																		
		指定 (§ 25-2 ②)	—	○																																																																		
		解除 (§ 26-2 ①・②)	協議・同意	○																																																																		
		(§ 26-2 ④、 令 § 3-3)	—	○																																																																		
林野庁所管外の国有保安林 (＊)	指定 (§ 25 ①)	○	—																																																																			
	解除 (§ 26 ①・②)	○	—																																																																			
	指定施業要件変更 (§ 33-2)	○	—																																																																			
保安施設地区	指定 (§ 41)	○	—																																																																			
	解除 (§ 43)	○	—																																																																			
民有保安林の指定・解除等	許可権者																																																																					
全ての権限	道																																																																					
法令制度	○民有保安林の権限等 ・重要流域の1～3号保安林の指定・解除の権限は国にある。（ § 25、 § 26） ・また、当該保安林の指定施業要件の変更権限は国にある。（ § 33-2） ・解除に係る国の協議・同意を必要な場合がある。（ § 26-2、 施行令 § 3-3） ・林野庁所管外国有林に係る保安林の指定・解除の権限は国にある。（ § 25） ・また、当該保安林の指定施業要件の変更権限は国にある。（ § 33-2） ・保安施設地区の指定・解除の権限は国にある。（ § 41、 § 43）	【特区提案】民有保安林に係る事務 ・重要流域の1～3号保安林の指定・解除、指定施業要件変更権限の移譲 ・解除に係る国の協議・同意の廃止 ・林野庁所管外の国有保安林に係る権限の移譲 ・保安施設地区の指定・解除権限の移譲																																																																				

○ 農地法（昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号）（抄）

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～六 （略）

2～4 （略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～四 （略）

2～3 （略）

附 則

1 （略）

（農林水産大臣に対する協議）

2 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

一 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為（地域整備法の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする行為で第四条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。）に係る同項の許可をしようとする場合

二 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する行為で第五条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。）に係る第五条第一項の許可をしようとする場合

三 （略）

○ 森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）（抄）

（指定）

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

一 水源のかん養

二 土砂の流出の防備

三 土砂の崩壊の防備

四 飛砂の防備

五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備

六 なだれ又は落石の危険の防止

七 火災の防備

八 魚つき

九 航行の目標の保存

十 公衆の保健

十一 名所又は旧跡の風致の保存

2～4 （略）

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

3 (略)

(解除)

第二十六条 農林水産大臣は、保安林(民有林にあつては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、重要流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。)について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 (略)

第二十六条の二 都道府県知事は、民有林である保安林(第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。)について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする場合において、当該解除をしようとする保安林が次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林で、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする面積が政令で定める規模以上であるもの

二 その全部又は一部が第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第四項に規定する地すべり防止工事若しくは同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事の施行に係る土地の区域内にある保安林

(指定施業要件の変更)

第三十三条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、保安林について、当該保安林に係る指定施業要件を変更しなければその保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至ったとき、又は当該保安林に係る指定施業要件を変更してもその保安林の指定の目的に支障を及ぼすことがないと認められるに至ったときは、当該指定施業要件を変更することができる。

(指定)

第四十一条 農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

(解除)

第四十三条 農林水産大臣は、国又は都道府県が保安施設事業を廃止したときは、遅滞なく保安施設地区の指定を解除しなければならない。

○ 森林法施行令(昭和二十六年七月三十一日政令第二百七十六号)(抄)

(農林水産大臣の同意を要する保安林の指定の解除の規模)

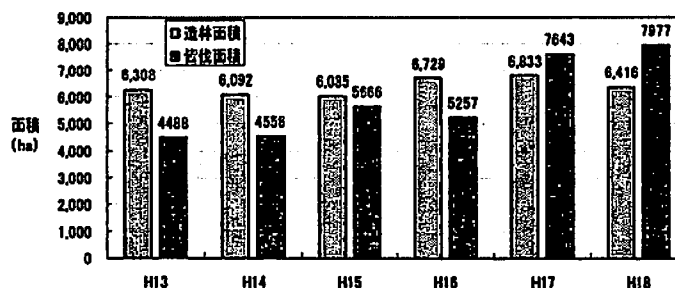
第三条の三 法第二十六条の二第四項第一号の政令で定める規模は、同条第一項の規定により解除をしようとする場合にあつては一ヘクタールとし、同条第二項の規定により解除をしようとする場合にあつては五ヘクタールとする。

人工林の資源管理対策

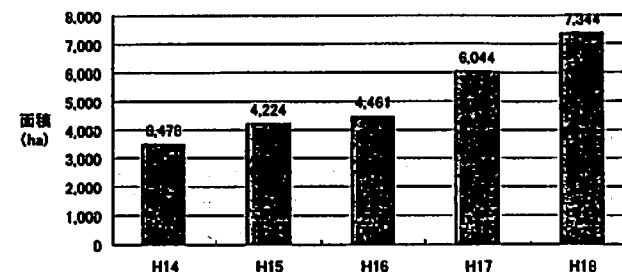
◆伐採跡地の増大

- ・道産材の需要の高まりにより増大する伐採量に造林量が追いつかない状況

一般民有林の皆伐面積と造林面積



一般民有林人工林伐採跡地(伐採後3年未満)面積



◆人工林資源管理対策の検討

- ・人工林資源管理対策プロジェクトチーム(本庁・網走支庁・十勝支庁)
- ・北海道林業再生研究会(産・官・学)

皆伐の抑制対策

- 人工林森林資源管理方針、資源の循環利用を図る計画の作成
- 森林計画制度に基づく計画的な伐採の指導強化
- 長伐期化・複層林化の推進
- 道州制特区提案(人工林資源の的確な管理体制の構築)

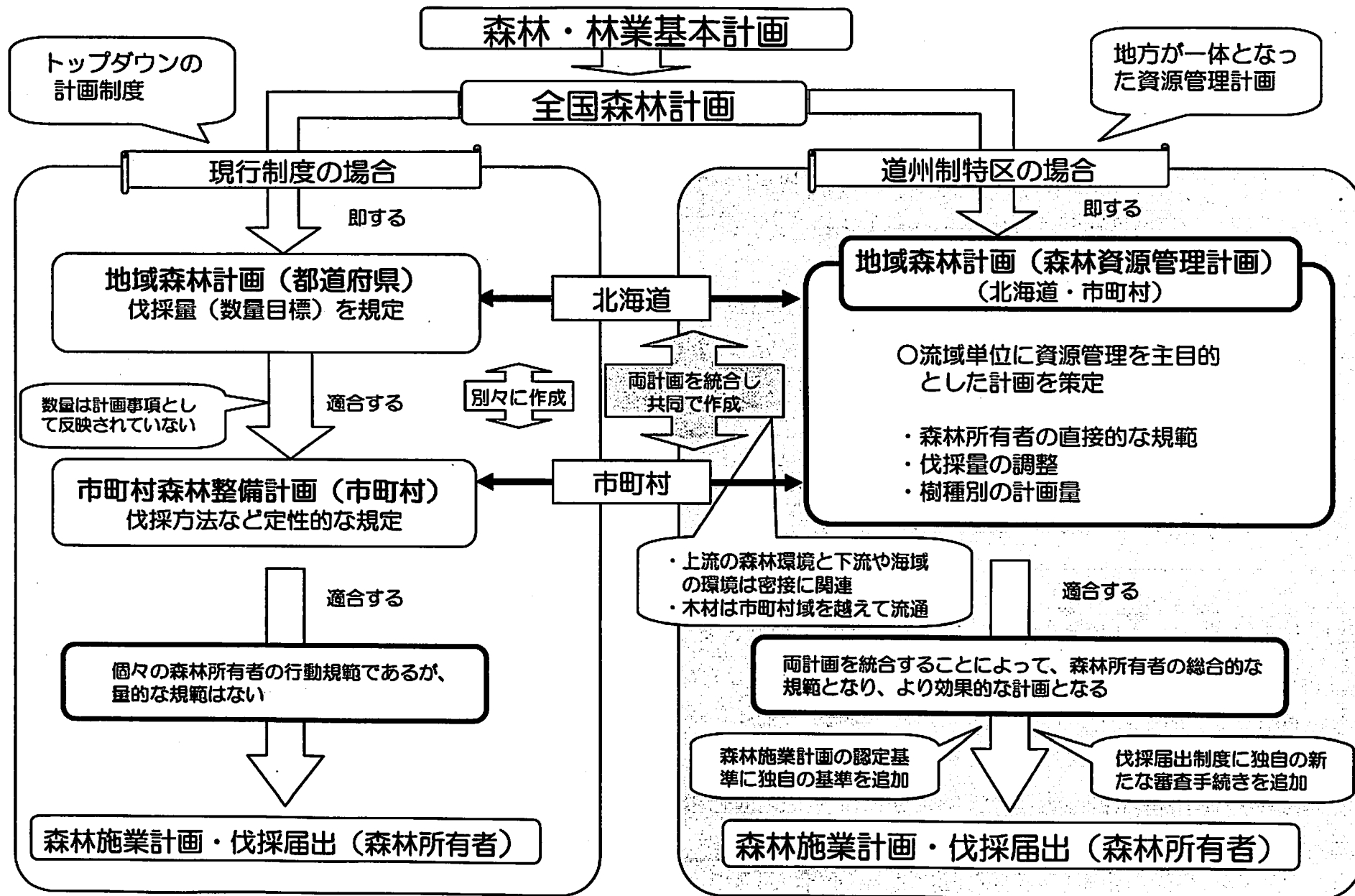
造林の推進対策

- 造林事業の推進
 - ・公共造林予算の確保
 - ・道単事業による森林所有者の負担軽減
- 造林コストの縮減(低密度植栽、地拵経費)
- 苗木生産・供給体制の構築
- 森林計画制度に基づく計画的な造林の指導強化

伐採を抑制するとともに、確実な造林を実施することによって伐採跡地を解消

人工林資源を的確に管理することにより、北海道の森林資源の保全と循環利用の両立が図られる

人工林資源の一体的な管理体制の構築



人工林資源の現状

北海道の人工林資源をめぐる情勢の変化

●人工林資源の充実

[人工林の蓄積量]

H8:157,121千m3 → H18:218,991千m3 (1.4倍)

●道産材需要の増加

[道産材供給量]

H13:313万m3 → H18:437万m3 (1.4倍)

●皆伐面積の増加

〔一般民有林の皆伐面積〕

H13:4,488ha → H18:7,977ha (1.8倍)

●伐採跡地面積の増加（伐採後3年未満）

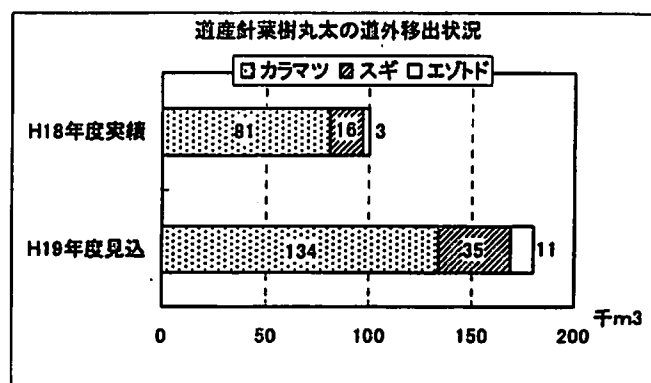
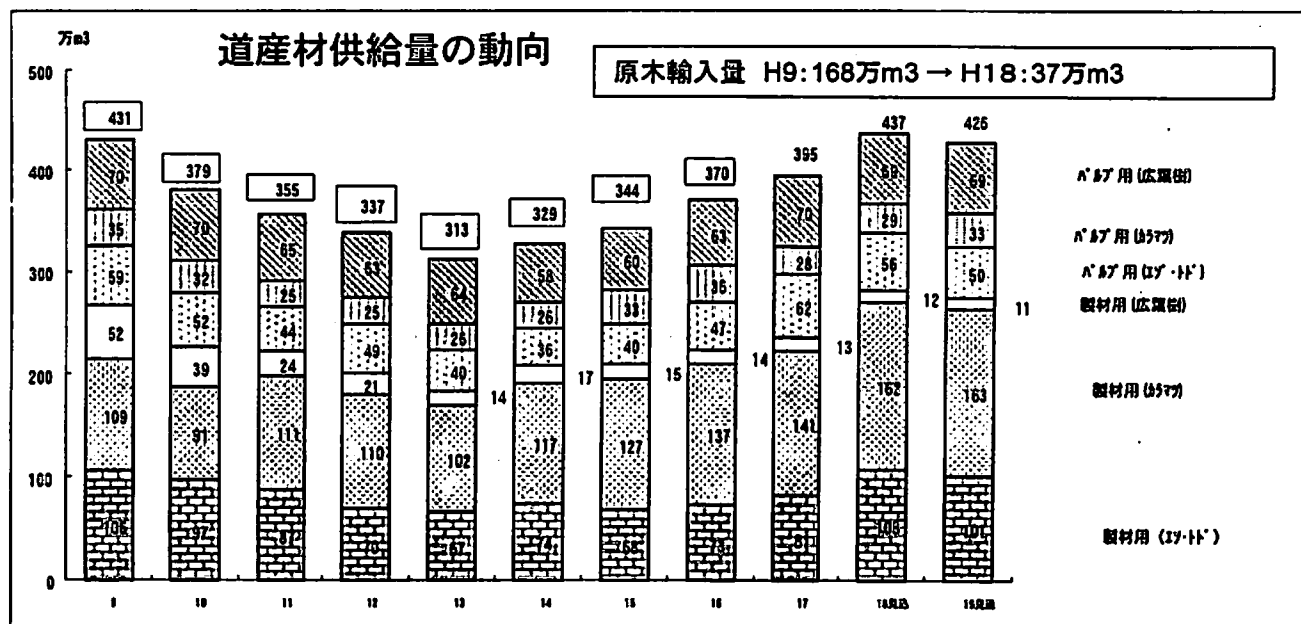
[一般民有林の伐採跡地面積]

H13:2.853ha → H18:7.343ha (2.6倍)

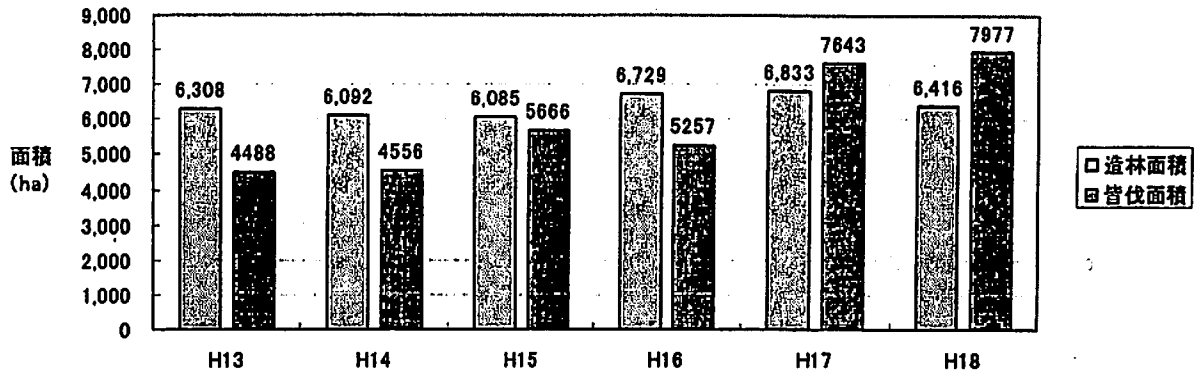
●造林面積は横ばい

〔一般民有林の造林面積〕

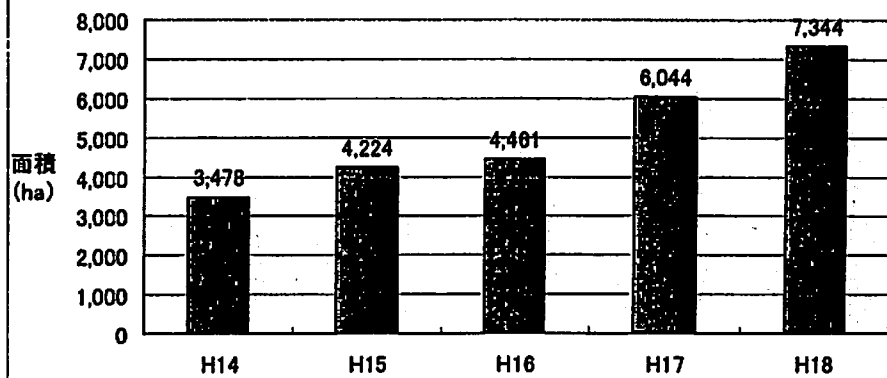
H13:6,308ha → H18:6,416ha (1.0倍)



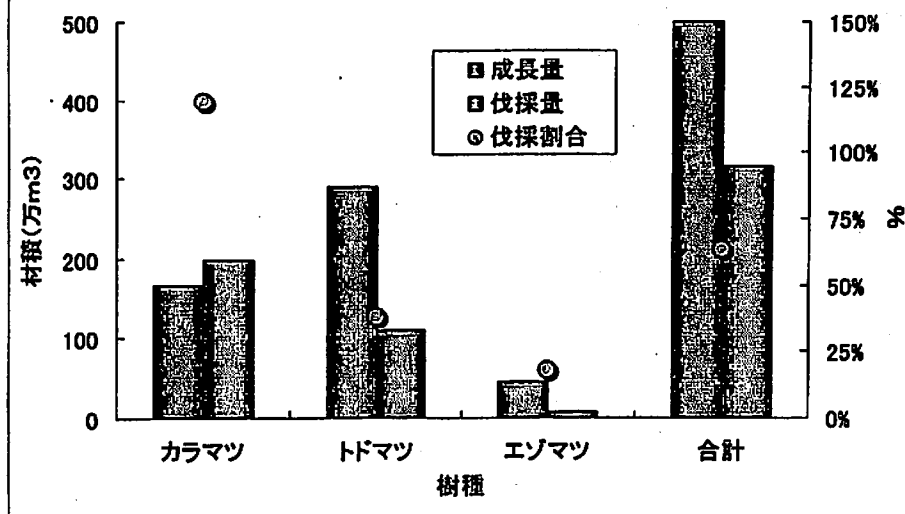
一般民有林の皆伐面積と造林面積



一般民有林人工林伐採跡地(3年未満)面積



全道の樹種別(人工林)成長量と伐採量(H17)



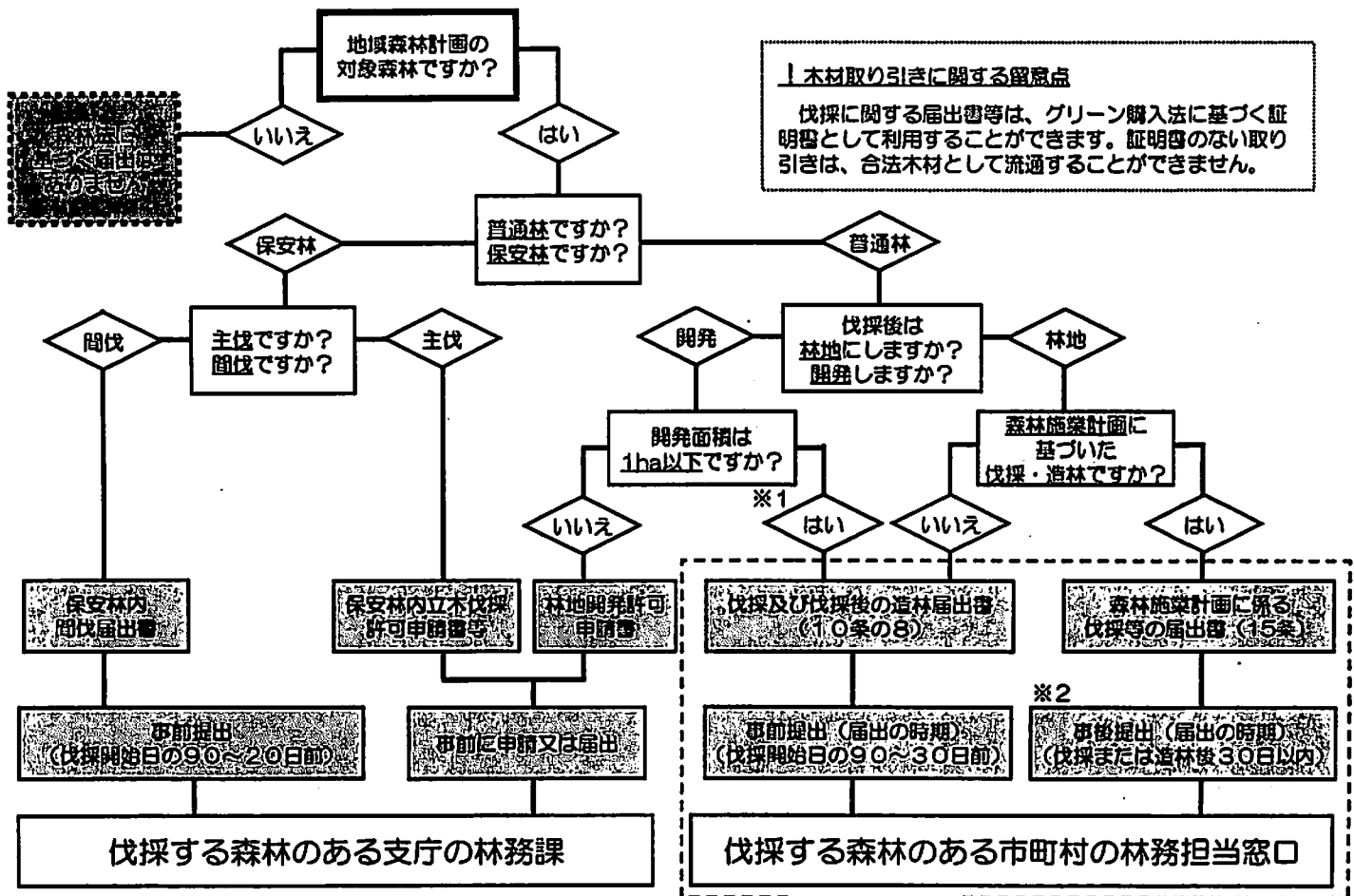
〈伐採跡地が増加すると...〉

- 森林の公益的機能の低下
- 木材の安定供給体制の崩壊

伐採跡地への確実な更新が必要

森林資源の的確な管理体制の構築

森林法に基づく伐採に関する手続概要の流れ



伐採及び伐採後の造林届出書（森林法第10条の8）	森林施業計画に係る伐採等の届出書（森林法第15条）
■ 対象となる森林 地域森林計画の対象森林（民有林） そのうち、保安林と保安施設地区及び森林施業計画を立てている森林は除きます。対象森林の確認は、森林のある市町村又は支庁までお問い合わせください。 ■ 届出者 森林所有者など伐採の権限を持つ人が届け出ます。 伐採者と造林者が異なる場合は、事前に両方で造林計画を決めておく必要があります。 ■ 届出の内容 所定の様式に、森林の所在場所、伐採面積などの伐採関連事項、伐採後の造林関連事項等を記載してください。 ■ 変更・遵守命令 届出内容が市町村森林整備計画に適合しないと認められる場合、また届出計画に従った伐採や造林を行っていないと認められる場合に、市町村長は届出人に対し計画の変更や遵守を命じる場合があります。 ■ 無届け、変更・遵守命令に従わない場合 森林法207条の規定により、30万円以下の罰金に処せられることがあります。	■ 対象となる森林 森林施業計画を立てている森林 ■ 届出者 森林施業計画の認定を受けた人が届け出ます。 複数人で森林施業計画の認定を受けた場合は、代表者（代理人）でも届け出ることができます。 ■ 届出の内容 所定の様式に、森林の所在場所、伐採面積などの伐採関連事項、伐採後の造林関連事項等を記載してください。 ■ 森林施業計画の変更 伐採を計画した箇所が、森林施業計画にない場合には、必ず森林施業計画の内容及び要件を事前に変更手続きを行い、認定者の審査を受けてください。 ■ 森林施業計画にない伐採 無届の場合や虚偽の届出をした場合には、勧告及び森林施業計画の認定取り消しが行われることがあります。 認定が取り消されると、当該計画の始期に遡って優遇措置が不適用となり、補助金等については返還の義務が生じる場合があります。

※1. 開発面積が1ha以下の届出書の提出については、林地開発許可制度に基づく手続きではありません。

※2. 事後提出については、森林施業計画のほかに、非常災害に際し、緊急の用に供する必要がある場合もあります。

人工林資源の一体的な管理体制の構築 <新旧対照表>

区 分	現 行	権 限 移 譲 後
イメージ図	【民有林の人工林】 国 全国森林計画（森林法 § 4） ＜流域単位＞ 北海道 地域森林計画（法 § 5） 主目的：森林整備 ・伐採量（数値目標）はあるが、森林所有者の直接的な規範とならない ＜市町村単位＞ 市町村 市町村森林整備計画（法 § 10-5） 伐採方法など定性的な規定で、森林所有者の規範であるが、量的な規範はない 所有者 森林施業計画（法 § 11） 認定基準：国（全国一律） 伐採届出（法 § 10-8） 伐採届出制度：国（全国一律） 伐採跡地の増加への懸念 （森林の公益的機能の低下） （木材の安定供給体制の崩壊）	【民有林の人工林】 国 全国森林計画（森林法 § 4） ＜流域単位＞ 北海道及び市町村 地域森林計画（森林資源管理計画）（法 § 5） 主目的：資源管理 ・統合した両計画内容が、森林所有者の直接的な規範となる ・伐採量の調整 ・樹種別の計画量 流域一体の広域的な資源管理 所有者 森林施業計画（法 § 11） 認定基準：国の基準+道の基準 伐採届出（法 § 10-8） 独自の上乘せ基準として、樹種別の伐採量を追加 伐採届出制度に新たな審査手続きを追加し、伐採を抑制 森林資源の的確な管理体制 （地域に密着した市町村と広域的な調整を担う道が連携） （樹種別に資源の循環利用が可能となるよう伐採量を調整）
法令制度	○地域森林計画 ・森林整備の推進が主目的であり、道が策定（法 § 5） ○市町村森林整備計画 ・市町村が策定（法 § 10-5） ○森林施業計画 ・全国一律の計画認定基準（法 § 11 ④） ○伐採届出 ・全国一律の伐採届出制度（法 § 10-8）	【特区提案】 ○地域森林計画（森林資源管理計画） ・資源管理を主目的とし、道が市町村と共同で流域単位の計画を策定できるよう、法 § 5 の地域森林計画について、北海道においては道と市町村が共同で策定し、法 § 5-2、10-5-2 の事項を併せて定めるとする。 ○市町村森林整備計画 ・市町村は市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし北海道は除く。（法 § 10-5） ○森林施業計画 ・認定基準について、北海道においては道条例で定める事項を追加する（法 § 11） ○伐採届出 ・法 § 10-8 に規定する伐採届出の手続き等について、北海道においては道条例で定める事項を追加する。

○ 森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）（抄）

（全国森林計画等）

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第六十一号）第十一条第一項の基本計画に即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十五年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。

2～11 （略）

（地域森林計画）

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 四の二 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 四の三 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 五 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 五の二 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 六 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 七 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 八 その他必要な事項

3～4 （略）

（市町村森林整備計画）

第十条の五 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項
- 二 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 三 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項
- 四 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
- 五 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）の所在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 七 森林施業の共同化の促進に関する事項
- 八 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 九 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 十 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- 十一 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- 十二 その他森林の整備のために必要な事項

3～8 （略）

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
- 三 第十一条第四項の認定に係る森林施業計画（その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第四項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合
- 四 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
- 五 第百八十八条第二項の規定に基づいて伐採する場合
- 六 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
- 七 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
- 八 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 九 除伐する場合
- 十 その他農林水産省令で定める場合

2 前項第八号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

(森林施業計画)

第十一条 森林所有者等は、単独で又は共同して、これを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合する森林につき、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林施業計画を作成し、これを当該森林施業計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 森林施業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 その対象とする森林についての森林施業の実施に関する長期の方針
- 二 その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積
- 三 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法
- 五 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法
- 六 保育の種類別の面積
- 七 その他農林水産省令で定める事項

3 (略)

4 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林施業計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。

- 一 第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林施業計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。
- 二 第二項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。
 - イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準
 - ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図

るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準

三 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。

四 当該森林施業計画の対象とする森林の全部又は一部が第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。

（森林施業計画に係る森林の伐採等の届出）

第十五条 認定森林所有者等は、当該森林施業計画の対象とする森林につき立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。

○ 森林法施行規則（昭和二十六年八月一日農林省令第五十四号）（抄）

（森林施業計画に係る森林の伐採等の届出）

第十三条の四 法第十五条の農林水産省令で定める場合は、認定森林所有者等（法第十二条第一項の認定森林所有者等をいう。以下同じ。）が当該森林施業計画の対象とする森林につきその立木を譲渡した場合及び認定森林所有者等以外の者が当該森林施業計画の対象とする森林につきその立木の伐採又は造林をした場合とする。

2 法第十五条の届出書は、当該立木の譲渡をした日又は当該立木の伐採若しくは造林の終つた日から三十日以内に提出しなければならない。

3 前項の届出書の提出部数は、一通とする。